東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月３１日

東海市長　花　田　勝　重

東海市規則第８号

東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給等に関する規則（令和元年東海市規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２号中「１００分の２１５」を「１００分の３１５」に改める。

別表中⑹の項を⑹の項とし、⑾の項から⑹の項までを２項ずつ繰り下げ、⑽の項を⑾の項とし、同項の次に次の１項を加える。

⑿	児童館補助員	１，２４０	１，２７０	１，３１０

別表⑼の項の次に次の１項を加える。

⑽	障がい児相談員	１，６９０	１，７００	１，７１０

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。